平成２３年（家）第９８号
徳島市東新町１丁目29番地
申立人　阿波銀保証株式会社
本籍徳島県海部郡牟岐町大字牟岐浦字宮ノ本208番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所徳島県海部郡牟岐町、死亡年月日平成22年12月13日、出生の場所徳島県海部郡牟岐町、出生年月日昭和16年９月15日、職業町議会議員
被相続人　亡　大久保　昌
事務所徳島市東大工町１丁目19番地
相続財産管理人　司法書士　小笠原哲二
徳島家庭裁判所牟岐出張所

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。
平成２３年（家）第３９５号
静岡県静岡市葵区伝馬町８番地の６　トップセンタービル13階　共和法律事務所
申立人　増田　堯
本籍静岡県島田市中河町397番地２、最後の住所静岡県島田市中河町326番地の１　特別養護老人ホームあすか、死亡の場所静岡県島田市、死亡年月日平成23年２月10日、出生の場所静岡県志太郡島田町、出生年月日昭和６年12月４日、職業無職
被相続人　亡　杉岡みや子
催告期間満了日　平成24年７月30日
静岡家庭裁判所島田出張所
平成２３年（家）第８０４号
名古屋市中区丸の内２丁目17番３号　丸の内Ｔ・Ｓビル８階
申立人　井上　裕介
本籍愛知県岩倉市中本町出口白山７番地21、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所愛知県岩倉市、死亡年月日平成22年12月１日、出生の場所名古屋市西区、出生年月日大正11年７月10日、職業無職
被相続人　亡　石黒　ゑづ
催告期間満了日　平成24年７月31日
名古屋家庭裁判所一宮支部
平成２３年（家）第１３２１号
愛知県西尾市徳次町上十五夜32番地２
申立人　辻村　義之
本籍愛知県幡豆郡一色町大字佐久島字東側34番地、最後の住所愛知県西尾市八ツ面町蔵屋敷120番地　愛厚ホーム西尾苑、死亡の場所愛知県西尾市、死亡年月日平成22年12月１日、出生の場所愛知県名古屋市南区、出生年月日昭和11年11月２日、職業無職
被相続人　亡　大葉　貞子
催告期間満了日　平成24年８月31日
名古屋家庭裁判所岡崎支部

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、公示催告期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。
平成２３年（家）第４４号
鹿児島県熊毛郡屋久島町楠川281番地
申立人　山野　孝子
本籍鹿児島県西之表市西之表890番地、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　山野　勝幸
昭和20年８月１日生
公示催告期間満了日　平成24年４月15日
鹿児島家庭裁判所屋久島出張所

失 踪 宣 告

平成２２年（家）第２３０９号
本籍北海道札幌市豊平区水車町３丁目52番地、最後の住所札幌市西区八軒７条西８丁目357番
不在者　梅澤　政昭
昭和８年10月24日生
平成23年12月28日失踪宣告審判確定
札幌家庭裁判所裁判所書記官
平成２３年（家）第９８号
本籍不明、最後の住所不明
不在者　太田貢佐江
大正４年２月11日生
平成23年12月27日失踪宣告審判確定
盛岡家庭裁判所花巻支部裁判所書記官
平成２３年（家）第８号
本籍秋田県能代市字轟100番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　佐々木カン
安政２年９月２日生
平成23年12月23日失踪宣告審判確定
秋田家庭裁判所能代支部裁判所書記官
平成２３年（家）第１５号
本籍秋田県大館市比内町扇田字本道端74番地、最後の住所秋田県大館市比内町扇田字押切15番地の26
不在者　羽澤　義徳
昭和３年１月25日生
平成23年12月27日失踪宣告審判確定
秋田家庭裁判所大館支部裁判所書記官
平成２３年（家）第２１３号
本籍三重県桑名市大字額田1000番地61、最後の住所本籍に同じ
不在者　直田　秀人
昭和24年11月12日生
平成23年12月28日失踪宣告審判確定
津家庭裁判所四日市支部裁判所書記官
平成２３年（家）第６４号
本籍大阪府堺市南区赤坂台５丁18番地２、最後の住所京都市西京区大原野西竹の里町１丁目14番地109
不在者　大西　彌
大正14年２月21日生
平成23年12月20日失踪宣告審判確定
京都家庭裁判所裁判所書記官
平成２３年（家）第３５４号
本籍京都市北区小山西玄以町82番地の４、最後の住所東京都荒川区三河島町７丁目546番地
不在者　小林　淳造
昭和13年７月29日生
平成23年12月20日失踪宣告審判確定
京都家庭裁判所裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
平成２３年（フ）第８０号
兵庫県養父市八鹿町八鹿1190番地２
債務者　株式会社サイキ
代表者代表取締役　才木　浩介
１　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　生駒　和雄
４　破産債権の届出期間　平成24年２月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月27日午後４時40分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係
平成２３年（フ）第２０２号
広島県呉市海岸１丁目４番１号
債務者　清水電機株式会社
代表者代表取締役　清水　紀昭
１　決定年月日時　平成24年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山岡　嗣也
４　破産債権の届出期間　平成24年２月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月11日午前11時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所呉支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
平成２３年（フ）第５１６号
宮崎県児湯郡都農町大字川北4895番地８
債務者　品川　佐一
１　決定年月日時　平成24年１月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　黒木　昭秀
４　破産債権の届出期間　平成24年２月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成24年４月10日午後１時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
宮崎地方裁判所破産係